

## 首里城復興基本方針に関する有識者懇談会設置要綱

### (設置)

第1条 首里城復興に向けた基本方針の策定にあたって、基本方針の内容その他策定に必要な事項について関係者の意見を聴取するため、首里城復興基本方針に関する有識者懇談会（以下、「懇談会」という。）を設置する。

### (組織)

第2条 懇談会の委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体より推薦のあった者
- (3) その他、知事が必要と認める者

### (任期)

第3条 懇談会委員の任期は、依頼した日から令和2年3月31日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の後任期間とする。

### (会長及び副会長)

第4条 懇談会に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、懇談会を代表し、会務を総理する。
- 3 懇談会に副会長を置き、構成員のうちから会長が指名する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 懇談会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 懇談会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聞き、又は説明若しくは資料等の提出を求めることができる。

### (庶務)

第6条 懇談会の庶務は、首里城復興戦略チームにおいて処理する。

### (補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関する必要な事項は別に定める。

### 附則

この要綱は、令和2年1月17日から施行する。